

千葉県留学生受入プログラムに係る協定書

H'UON（以下「学生」という。）と医療法人社団創造会（以下「受入施設」という。）、日本国際工科専門学校日本語科（以下「千葉県内日本語学校」という。）及び学校法人江戸川学園 江戸川学園おおたかの森専門学校（以下「介護福祉士養成施設」という。）は、日本国千葉県が「千葉県留学生受入プログラム実施要綱」により定めるプログラム（以下「本プログラム」という。）に参加し、お互いに誠意をもって取り組むよう本協定を締結する。

1 学生の役割及び責務は以下に定めるとおりとする。

（1）日本の在留資格「介護」を取得し、受入施設に就労することを目的に、以下のとおり学習に励むものとする。

① ベトナム現地日本語学校（JIS 人材開発株式会社）におけるおおむね6か月間の教育期間を通じて、TOP Jテストの初級A－5ランク及びJ L P TのN 5に合格した上で、卒業時にはN 4相当の日本語能力を身に付ける。

② 千葉県内日本語学校（日本国際工科専門学校日本語科）において1年間学習し、日本語能力試験N 3に合格した上で、卒業時にはN 2相当の日本語能力を身に付ける。

③ 介護福祉士養成施設（学校法人江戸川学園 江戸川学園おおたかの森専門学校）において2年間学習し、介護福祉士資格を取得する。

（2）入国後は日本国の法令を遵守すること。県内日本語学校及び介護福祉士養成施設への入学に当たっては、当該教育機関がそれぞれ定める学則等に則って学習すること。受入施設での就労に当たっては、受入施設が定める就労規則に則って就労すること。

（3）学生は、本プログラムから離脱した場合には、原則としてベトナム国に帰国する。その際、受入施設は学生が滞りなく帰国できるよう支援し、帰国費用は学生が負担する。

（4）学生が本プログラムから離脱した場合は、本人の疾病及び家族の疾病、介護などのやむを得ない事情がある場合を除き、次によりそれぞれの教育機関在籍時において、当該年度中に受入施設から受けた助成金を返還する。

ただし、（3）の規定に従わずにベトナム国に帰国しないで日本国内に留まる場合は、本プログラムにおいて受入施設から受けた助成金を全額返還する。

① ベトナム現地日本語学校在籍時に、本プログラムから離脱した場合

- ・ベトナム現地日本語学校の学費 日本円で2万円×学習開始から離脱までの月数
- ・その他当該期間に受入施設から受けた助成金額

② 千葉県内日本語学校在籍時に、本プログラムから離脱した場合

- ・千葉県内日本語学校の学費 既に支払った費用から離脱時に千葉県内日本語学校から返還される金額を除いた金額
- ・千葉県内日本語学校在籍中の居住費 受入施設からの毎月の助成金額×学習開始から離脱までの月数
- ・その他当該期間に受入施設から受けた助成金額

③ 介護福祉士養成施設在籍時に、本プログラムから離脱した場合

- ・介護福祉士養成施設在籍中の居住費 受入施設からの毎月の助成金額×学習開始から離脱までの月数
- ・その他当該期間に受入施設から受けた助成金額

(5) 学生が受入施設を変更した場合は、受入施設の倒産、事業廃止などのやむを得ない事情がある場合を除き、それぞれの教育機関在籍時において、当該年度中に変更前の受入施設から受けた助成金を返還する。

なお、返還金額は(4)に規定する金額に準ずるものとし、そのうち千葉県から交付される補助金を除いた金額とする。

(6) 学生は、本プログラム参加に当たり、親族等を保証人とする。保証人は、学生が本プログラムから離脱した場合又は受入施設を変更した場合に発生する返還金について、連帯して保証する。

2 受入施設の役割及び責務は、以下に定めるとおりとする。

(1) 学生が1 (1) に定める目的を達成できるよう次の支援を行う。

① 学費及び居住費の助成

ア ベトナム現地日本語学校の学費 日本円で1月につき2万円×6月

イ 千葉県内日本語学校の学費 日本円で1月につき5万円×12月

ウ 千葉県内日本語学校在学籍中の居住費 日本円で1月につき3万円×12月

エ 介護福祉士養成施設在学籍中の居住費 日本円で1月につき3万円×12月×

② 千葉県内日本語学校の学費、千葉県内日本語学校在籍中の居住費及び介護福祉士養成施設在籍中の居住費と2(1)①イ、ウ及びエとの差額並びに介護福祉士養成施設の学費と貸付を受けた介護福祉士修学資金との差額のうち不足分については、受入施設が学生に貸与する。受入施設は、学生の事情に応じて返済に無理がないよう配慮するものとする。

③ 生活、学習支援

千葉県留学生受入プログラム実施要綱に基づき、学生の生活面、学習面において必要な支援を行う。

(2) 学生が1(4)により助成金を返還する場合は、分割での返還を認める等学生の事情に応じて無理がないように配慮するものとする。

(3) 介護福祉士養成施設卒業後に学生を雇用する場合は、受入施設が定める就業規則に従い、同等の経歴を持つ者が稼働する場合と同等の雇用条件により雇用すること。

3 千葉県内日本語学校は、本プログラムが求める水準まで、親切かつ真摯に教育を行うこと。

4 介護福祉士養成施設は、学生が介護福祉士国家資格を取得できるよう、親切かつ真摯に教育を行うこと。

5 本協定書は、ベトナム語と日本語で4部ずつ作成して、それぞれ1部ずつ保管する。

2023年10月1日

受入施設名 医療法人社団創造会

代表者名 理事長 土井 紀弘

(学生)

保護者（学生本人が未成年の場合） DIEU DAN DAN

本人 H'Uôn Uôn

連帯保証人 DIEU DAN DAN

千葉県内日本語学校名 日本国際工科専門学校日本語科

代表者名 理事長 湯澤 大介



介護福祉士養成施設名 学校法人江戸川学園 江戸川学園おおたかの森専門学校

代表者名 校長 原 頼信



※ 学生、保護者（学生が未成年の場合）及び連帯保証人のIDカードの写しを添付する。